

令和8年度 地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業

公募要領

内閣府地方創生推進室

環境省自然環境局地域ネイチャーポジティブ推進室

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

国土交通省総合政策局環境政策課

1.背景・目的

近年、「脱炭素(カーボンニュートラル)」や「生物多様性の回復(ネイチャーポジティブ)」、「循環経済の実現(サーキュラーエコノミー)」等の環境課題を統合的に解決する取組が国際的潮流になっています。特にネイチャーポジティブ^{※1}に関しては、国際目標が設定された上で2023年には生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定され、民間事業者においても、非財務情報の開示にかかる国際動向(TNFD:自然関連財務情報開示タスクフォース)などが背景となって民間の取組が活発化しています。そのため、ネイチャーポジティブの取組は自治体にとって地方創生の観点から、地域の自然資源等の維持や保全による魅力的な地域づくりと、付加価値創出型の地域経済や外部資金調達を同時に図る上で大きなポテンシャルとなっています。

また、令和7年6月13日に閣議決定された地方創生2.0基本構想においても、自然資源や自然景観は地方創生2.0における重要な地域資源として位置付けられ、同基本構想の主要政策である政策パッケージにおいて、「地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う『自然資本^{※2}を核としたネイチャーポジティブな地域づくり』を各省庁や関係団体のネットワークにより推進していく」旨が明記されたところです。

こうした背景を踏まえ、本事業では、地方創生×ネイチャーポジティブの取組により、具体的に地方創生効果(農林水産業の付加価値創出、関係人口の創出、インフラ等地域環境の整備など)を創出しようとするモデル自治体を支援することを目的として、専門家や関係省庁と連携した伴走支援等を行い、取組の事業化や発展、多様なステークホルダーによる推進体制の構築、相互に連携できるネットワークの構築等の具体化を支援します。

なお、本事業に関する事務運営は、内閣府及び関係省庁、請負者事業者(後日決定)による事務局で実施します。

※令和7年度支援事業の支援結果については事例集として以下HPにアップしております

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/green/pdf/jireishu.pdf>

※1 ネイチャーポジティブ:自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で示された考え方。国際的組織としてTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が立ち上がるなど民間企業の価値創造の観点から重要性が増している。

※2 自然資本:森林、土壌、水、大気、動物、植物等、自然界でつくられるあらゆる資源のストック。自然資本を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤となるとされている。

2. 事業実施主体について

本モデル支援事業は、内閣府地方創生推進室が支援窓口となり、地方創生やネイチャーポジティブに関係する以下の4府省による共同事業として連携して実施します。

- ・ 内閣府（地方創生推進室） ※内閣官房（地域未来戦略本部事務局）も連携
- ・ 環境省（自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室）
- ・ 農林水産省（大臣官房みどりの食料システム戦略グループ）
- ・ 国土交通省（総合政策局環境政策課）

3. モデル事業について

3.1 想定しているモデルについて

本事業では、地方創生×ネイチャーポジティブの取組により具体的な地方創生効果を発現されるモデル事例の創出及び普遍化を図り、得られた事例やノウハウを、将来的に全国へ展開することも想定し、以下のようなモデル事例を構築していくことを想定しています。

<主なモデル例>

- ・ **【農林水産業】**環境保全型農業等により地域産品の付加価値を高め、農業の事業性確保や農業従事者の確保につなげるモデル。林業においては、針広混交林化等生物多様性の保全に配慮した多様で健全な森林づくりを図るモデル。水産業においては、資源管理など持続可能な漁業を推進するための取組や藻場再生など生物生息基盤の整備により、地域及び水産業の価値向上につなげるモデル。
- ・ **【観光・ツーリズム】**地域の自然資本の保全と持続可能な観光業の統合的な取組により観光事業の高付加価値化や関係人口の創出につなげるモデル。
- ・ **【グリーンインフラ】**グリーンインフラ（自然の多様な機能を活用した社会資本）の実装・活用によって、気候変動対策や健康でゆとりある魅力的な地域づくりを行い、地域の持続性向上や地域経済の活性化を図ることによって、ウェルビーイングの向上につなげるモデル。
- ・ **【産業創出、企業誘致・集積】**自然資源の価値の可視化や自然資源の回復等により新たな産業創出や企業の集積等を進める取組モデル。
- ・ **【外部資金獲得】**企業版ふるさと納税や民間投資の喚起による地域の環境保全の促進を通じて地域価値の向上を図るモデル。
- ・ **【ネイチャーポジティブな地域づくり】**自然資本を核とした地域全体のエコシステム形成やブランディングにより各分野での取組基盤を整備し総合的な取組を進めるモデル。

など

3.2 モデル事業の概要

(1) 実施期間（支援期間）

モデル事業採択後、原則、令和8年5月～令和9年3月とする。

※ただし、希望自治体は、支援期間終了後も支援自治体ネットワークの活用を可能とする（後述）

(2) 公募対象団体

地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）とする。

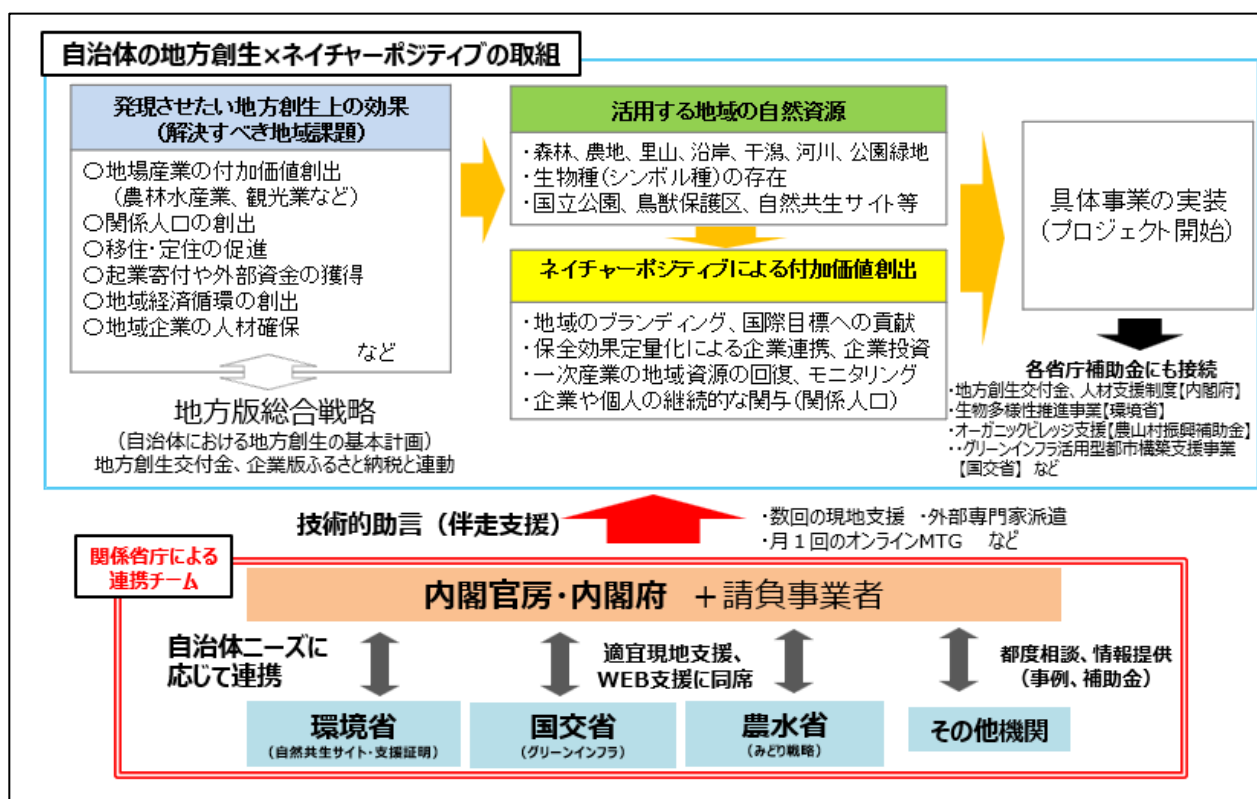
(3) 支援内容

本事業に採択された地方公共団体には、採択後に希望する支援内容について協議のうえ、計3回程度の現地支援（環境課題と地方創生効果の関係性の整理、現地調査、関係者含めた意見交換、専門家の派遣による助言等）及びオンラインでの相談を通じて、事務局による以下の支援を受けることができます。

<支援内容（例）>

- ✓ 環境課題と地方創生の課題の関係性の整理（現況把握含む）
 - ✓ 協働・共創体制構築の支援（地域内、地域外、事業分野の関係省庁の窓口等）
 - ✓ 取組に活用できる資金・人材等のリソース確保支援（活用できる施策や事業の検討）
 - ✓ 環境保全効果、地方創生効果の指標・モニタリング・評価方法の検討支援
 - ✓ 取組のロードマップ作成の支援
 - ✓ 取組の事業化に必要な専門家の現地派遣（各自治体1回程度、各分野に係る実務家を想定）
- など

<事業の支援体制のイメージ>



<関係省庁による連携チーム>

内閣府及び請負事業者に加え、自治体の取組内容に対応する関係省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）も加えた連携チームを設定し、各種情報提供や相談対応等の支援を連携して実施します。

<支援自治体ネットワークについて>

連携チームによる各自治体への支援に加えて、支援自治体同士が相互に取組目標や課題、支援

状況を確認できる支援自治体ネットワークを運用します。これにより支援自治体間でも情報提供や助言相談を行う環境を整備します。

当該ネットワークについては、(1) 支援期間の終了後(次年度以降)も参画することを可能とします。参画期間については取組内容等に応じ協議の上決定します。

4 公募について

4.1 公募期間

令和8年4月9日(木)～5月13日(水)17時必着

※事業内容や公募に係る事前相談等は随時受け付けています。

4.2 応募書類の提出

公募期間内に以下に示す応募申請書を「3.4 申請書提出先、問い合わせ先」まで電子メール(ファイルストレージシステム含む)にてご提出ください(押印不要)。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の地方公共団体で進める共同の取組について応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、担当窓口となる代表者を定めてください。

提出された情報は本事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

4.3 提出書類

- 応募申請書(別添のWord様式をご使用ください)
 - 資料のページ数は、表紙を除き最大10ページとしてください。
 - 取組を説明する添付資料がある場合は、PDF形式での提出とし、応募申請書本体には参照する別添資料名との対応がわかるよう記載ください。

4.4 応募申請書提出先、問合せ先

<提出先・問合せ先>

- 提出先・問合せ先：内閣府地方創生推進室
- 担当：八尋、曾宮
- Email：satoshi.yahiro.t4t@cas.go.jp ; kazu.somiya.y5k@cas.go.jp
- TEL：03-6257-1413

(注) 応募申請書提出時は、件名を以下のとおりにしてください。

「【応募申請書提出：地方公共団体名】地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業」

(注) 問合せ時は、件名を以下のとおりにしてください。

「【問合せ：地方公共団体名】地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業」

5. 審査・選定及び決定通知

5.1 審査方法

応募書類を審査の上、6件程度(6地域程度)を選定する見込みです。

提出された応募書類等の内容について、公募の基礎的要件を満たしているかどうかを確認後、事前面談を行い取組内容等に関する追加的なヒアリングを行います。

以下の評価事項を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組分野、目標とする地方創生効果や環

環境保全効果、地理的特性などのバランス等を勘案し、採択先を選定します。なお、応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。（審査及び審査内容は非公開）

5.2 審査内容

以下、（１）基礎的要件は必須条件であり、（２）追加的要件については加点評価する形で優先的に採択を検討します。

（１）基礎的要件

- ・ 前述の事業の背景・目的に沿った取組であるか。
- ・ 支援を受けて取組を進める一定の実施体制があるか。
- ・ 事業スケジュールがある程度明確であり、事務局支援の依頼内容が実施できるものとなっているか。

（２）追加的要件（加点事項） ※以下事項を満たす場合に加点評価。

（共通）

- ・ 本事業で目指す効果（地方創生効果、環境保全効果）やそのストーリーが具体的であり、「3.1 想定するモデルイメージ」に合致していること。
- ・ ネイチャーポジティブや環境保全に係る地域宣言や生物多様性地域戦略など、自然資本を軸とした取組を行う上での、一定の合意形成や計画が整備されていること。
- ・ 本事業で獲得したい目標・成果が達成できる庁内の実施体制の確保や庁外関係者の特定等がなされていること。
- ・ 民間との連携や協力により民間の力を効果的に投入し、持続性の高い取組モデルを創出することを目指すもの。
- ・ 流域など一定の地域単位で様々なセクターによる連携を図り、地域課題の解決及び地域価値の向上に取り組むもの（ランドスケープアプローチ）。

（農林水産業に係る取組の場合）

- ・ みどりの食料システム戦略や農林水産省生物多様性戦略、森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針と合致した取組内容であること。
- ・ 農林水産業の持続的な発展に寄与すると認められること。
- ・ ネイチャーポジティブに取り組む農林漁業者とそれを支援する民間企業等、多様な参画者が連携した取組であること。

（グリーンインフラに係る取組の場合）

- ・ 自然と人工構造物を組み合わせることで効果の向上を図ろうとする考え方や、既存のインフラ整備によって形成された空間に自然を取り入れる考え方が含まれる取組であること。
- ・ インフラの更新や集約・再編時にグリーンインフラの活用も併せて行う方策などインフラの老朽化対策にも資する取組であること。
- ・ 都市、河川、道路、港湾、公園・緑地等の様々な空間のインフラを所管する部局間と連携出来る体制が構築されていること。

5.3 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての応募者（担当者）に速やかに通知します。

6. 事業実施に向けて

6.1 打合せ・実行計画策定・具体支援

月1回程度のオンラインの打合せ及び計3回の現地支援を実施予定です。現地支援では、ワークショップ形式での環境課題と地方創生効果の整理、関係主体を交えた意見交換、専門家の派遣、現地調査等、中心に伴走支援を行う予定です。

<現地支援の実施例>

現地支援の実施時期及び打合せ内容として一例を示します。

※実施時期や内容は、採択団体の検討スケジュールを勘案し柔軟に対応。

実施時期（例）	打合せ内容（例）
第1回（令和8年6月頃）	取組事業における地方創生との関係性の可視化作業の（ロジックモデル作成等のワークショップ形式等を想定）
第2回（令和8年9月頃）	外部専門家の派遣・現地調査、関係者との意見交換、その他の必要な調査結果報告
第3回（令和9年1月頃）	関係主体との協議・調整、今後必要な検討の整理、ロードマップの作成

6.2 打合せ・実行計画策定・具体支援

月1回程度のオンラインの打合せ及び計3回の現地支援を実施予定です。現地支援では、ワークショップ形式での環境課題と地方創生効果の整理、関係主体を交えた意見交換、専門家の派遣、現地調査等を中心に伴走支援を行う予定です。

6.3 情報公開

- 応募時における提出書類をはじめ、打合せ等での各種資料や議事録等における個別取組の関連情報について、事務局（関係省庁含む）のみでの取扱とし、機微な情報が含まれるものについては非公開とします。
- ただし、支援自治体ネットワークの運用（詳細は3.2 モデル事業の概要 を参照）にあたって、取組概要や担当者情報について、各自治体との協議の上、支援自治体間で共有することを想定します。
- また、本事業の結果は広く地方自治体に役立ててもらうために作成する事例集において、内閣府HP等で機密事項等に留意しつつ、事業成果等を公開する予定としております。

7. その他、免責事項等

- 応募企業は、本事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が事務局（内閣府、関係省庁、業務委託先）に共有されることに同意すること。
- 本事業において作成した資料の著作権は、原則内閣府に属し、支援先地方公共団体は非独占的使用権を許諾されるものとする。（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）
- 本事業は、「令和8年度 地方創生×ネイチャーポジティブ推進事業」によって行われるものであり、事務局（関係省庁含む）に提供された個人情報等については、本事業の遂行に必要とされ

る範囲に限り、内閣府、事務局が使用することに同意すること。

- 本事業の主旨等を踏まえて、地方創生やネイチャーポジティブの推進の観点から事務局が行うアンケート調査やヒアリング等について、可能な限り協力すること。
- 本事業に著しい支障を与えると判断される場合は、本事業による支援等を中止する場合がある。

以上